

目 次

麻原裁判で争われたこと	楠 本 孝 (1)
福祉・介護政策の動向	長 友 薫 輝 (4)
新規受入図書案内 (2004年4月～2004年8月受入分)	(8)

麻原裁判で争われたこと

法経科助教授 楠 本 孝

2004年2月27日、オウム真理教教祖麻原彰晃（本名・松本智津夫）被告に対して、東京地裁で死刑の判決が下されました。麻原被告は、坂本堤弁護士一家殺害事件（89年11月）、松本サリン事件（94年6月）、地下鉄サリン事件（95年3月）など13の事件で起訴されていましたが、東京地裁はすべての事件について検察側主張に沿った事実認定をし、被告人を有罪としました。96年4月24日の初公判から7年10ヶ月、257回の公判が行われましたが、マスコミの報道ぶりは、「最初から結論が決まっている裁判を長々と続けるのは国費の無駄遣いではないか、この後も控訴審、上告審と裁判を続けていけば麻原の死刑が確定するのは何時の事やら、こんなことでは遺族の被害感情は癒されないし、国民の司法への信頼も失われかねない」といった論調一色でした。「早く麻原を死刑にしろ」という声しか聞こえて来ないなかで、三重短の学生のみなさんも、多くは「裁判にかかる費用を被害者の支援に回したらいいのに」などと考えたのではないのでしょうか。しかし、ここはちょっと立ち止まって考えてみる必要があります。というのは、私たちが、マスコミの報道から受け取る情報は、ほとんどが上記のような警察・検察サイドに立ったもので、弁護側の主張はまったくと言っていいほど報道されませんでした。弁護人が公判で反対尋問をすると、「重箱の隅をつつく反対尋問で、裁判を引き伸ばそうとしている」などと批判を受ける有様でした。しかし、みなさんも、どんなに凶悪な犯罪者（正確にはそのような嫌疑をかけられている人）でも、「公平な裁判」を受ける権利があることは認めるでしょう。また、どんなに警察・検察が、あるいはマスコミが、有罪に決まっていると言っていても、それを裏付ける証拠がなければ有罪にすることはできないということも認めるでしょう。だとすれば、麻原被告の弁護人の主張も聴いてみる必要があります。

そこで紹介したいのが、麻原被告の弁護団長であった渡辺脩弁護士が著わした『麻原を死刑にしてそれで済むのか』（三五館、2004年）です。この本の中に書かれていることが真相だなどと言うつもりはありませんが、この本を読めば、弁護団が一連のオウム真理教事件をどう捉えていたか（簡単に言えば、弁護団は、一連の事件は麻原被告の指示によるのではなく、弟子

たちの暴走の結果だったと主張しています)、何故あれだけのバッシングのなかでも被告を熱心に弁護し続けたのが理解できます。それと同時に本書は、刑事弁護あるいは刑事裁判は本来どうあるべきかを繰り返し語り、麻原裁判がそれを歪めていること、さらにその歪みが来るべき裁判員制度の下での刑事裁判に引き継がれる危険性を指摘しています。その意味で、本書は、日本のこれからの刑事裁判あるいは市民社会への警告の書でもあります。是非一読してみてください。ただ、本書は、広く一般市民に向けて書かれたものですが、いくつかの法律知識を前提にしています。そこで以下では、この本を読むために必要な最低限の法律知識を解説しつつ、麻原裁判で争われていたのは何だったのかを確認しておきたいと思います。

1 共謀共同正犯

麻原被告は、殺人、殺人未遂、死体損壊、逮捕監禁致死、武器等製造法違反、殺人予備の各罪で起訴されていますが、それらをいずれも自ら実行したのではなく、教団幹部らに犯行を指示した責任を問われています。部下に犯罪の実行を指示したのなら「教唆犯」(刑法61条)であり、罪名は「殺人教唆」等となりそうなものですが、実際の被告の罪名は「殺人」等となっています。つまり麻原被告は、殺人等の「共同正犯」(同60条)として裁かれたということです。しかし、刑法60条には「二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする」と規定されていて、共同正犯とするには少なくとも犯罪の一部(例えば抵抗する被害者の手足を押さえつけた等)を「実行した」ことが必要なのではないでしょうか。麻原被告は、坂本弁護士一家殺害事件、松本サリン事件、地下鉄サリン事件等、どの犯罪でも殺害行為はおろか、現場にもいなかったのです。それがどうして殺人の「共同正犯」になるのでしょうか。その理由は、日本の裁判所が、刑法60条を拡大解釈して、二人以上の者が犯罪の実行を共謀し、そのなかの誰かに実行させたときは、共謀に加わった者全員が共同正犯になるとしているからです。これを「共謀共同正犯」といいます。自ら実行しなくても犯罪の謀議に参加しただけで共同正犯になるというこの共謀共同正犯の考え方は、刑法60条の解釈としては無理があり、学説は厳しく判例を批判してきました。それにもかかわらず、判例が変更される見込みは全くなく、また、判例がかつては共謀に参加した者の団体責任を認めるかのような理由付けをしていたのに、後に「直接実行行為に参加しない者も、他人の行為をいわば自己の手段として犯罪を行った」から共同正犯なのだ、というように個人責任の原則からの理由付けが行われるようになったことから、現在では学説もむしろ判例を支持する傾向にあります。おそらく、このような事情から、弁護団も、麻原被告に共謀共同正犯の責任を問うこと自体はとくに争点にしていません。

2 「罪となるべき事実」と厳格な証明

裁判官が有罪の言渡しをする場合には、「罪となるべき事実」を示さなければならず(刑訴法335条1項)、その前提となる「事実の認定は、証拠による」(同317条)ことが必要です。「事実の認定は、証拠による」とは、裁判官が有罪の心証を形成するには、犯罪事実が「合理的な疑いを容れない程度に証明された」ことが必要であるという意味と、さらにその証明の方法・手続という観点から、法律の規定に基づいた証拠による証明、すなわち「厳格な証明」によらなければならない、ということの意味しています。つまり、裁判官が有罪の判決をするためには、「罪となるべき事実」が「厳格な証明」により、「合理的な疑いを容れない程度に証明された」ことが必要であり、そのような確信に至らない場合には、「疑わしきは被告人の利益に」の原則に従って処理しなければなりません。犯罪の実行には参加せず共謀だけに参加した共謀共同正犯の場合、彼と犯行を結びつけるのは「共謀」だけなので、共謀が「罪となるべき事実」であり、厳格な証明によって合理的な疑いを容れない程度に証明されたことが必

要になります。地下鉄サリン事件を例にとると、3月20日の犯行のわずか2日前の18日午前2時過ぎに、都内から上九一色村の教団施設に向かうリムジン車内において、麻原被告は、阪神大震災に匹敵する大惨事を起こせば間近に迫った教団に対する強制捜査を阻止することができるとの考えから地下鉄にサリンを散布することを計画し、故村井秀夫幹部に総指揮を、遠藤誠一被告にサリンの製造を、井上嘉弘被告に現場指揮をそれぞれ指示して3名との間に共謀を遂げ、その後、この共犯者を介して、サリンの生成にかかわる共犯者2名、サリンを散布する実行役5名と運転手役5名に地下鉄にサリンを散布するとの被告人の指示が伝えられ、これら12名との間にも無差別殺人についての共謀が成立した、というのが検察側の主張であり、裁判所の認定した事実です。このように共謀は、必ずしも一堂に会して行われる必要はなく、AからB、BからCというように順次に謀議をすることによっても成立します。これを順次共謀といえます。問題は、リムジン車内で「地下鉄にサリンを散布して無差別殺人を実行する」との謀議が本当に行われたのかです。リムジンには、前記の4名の他に、青山由伸被告と石川公一被告の2名も同乗していました。この6名のうちの誰かが車中の様子をメモするなどしていれば、謀議の存在を示す有力な物証となり得ますが、そんなものは存在しません。そこで直接証拠となり得るのは6名の証言ということになるわけですが、みなさんもご存知のように、麻原被告は沈黙し、村井幹部は刺殺されており、青山被告は証言を拒否しました。残るは、井上、遠藤、石川3被告の法廷での証言と検察官調書だけがリムジン車中謀議の存在を示す直接証拠ということになります。

3 共犯者の自白

「リムジン車中謀議」の存在を認める証言をしたのは井上被告でした。遠藤被告と中川被告は、謀議の内容の一部については認めています、大筋では否定しています。ただ、遠藤被告が車中謀議の後3回にわたって麻原被告からサリンの生成を指示されたことを認める証言をしており、これが車中謀議の存在を示す補助事実とされ、さらに、実行犯たちが犯行後麻原被告に報告した際の様子（麻原被告が「これはポアだからな、分かるな」などと言ったとされる）について行なった証言が、間接証拠として用いられています。弁護団は、それぞれの証言について、その信用性や発言の趣旨について争いましたが、最も重要な争点はやはり井上証言の信用性でした。井上証言の信用性が疑われるのは、要するに、死刑判決を回避するために自分の役割を矮小化し、死亡して反論できない村井幹部や証言時点では逃亡中であつた林泰男被告に責任を転嫁しようとしているのではないかという点にあり、このことは検察官の論告も、裁判所の判決も指摘しています。弁護団としては、そうであるなら、麻原被告との共謀に関する部分こそ、井上にとって、まさに他に責任を転嫁して死刑を回避するための最大のチャンスではないか、したがって「リムジン車中謀議」に関する証言は信用できない、というわけです。一般に、刑事裁判において「共犯者の自白」というのは、「危険な証拠」とされています。真犯人が無実の他人を引っ張り込む危険があるからです。共犯者の自白の信用性が問題となる事件では、被告人自身の否認供述ないし弁解の信用性と対比して検討されるのが通常ですが、本件では、麻原被告が完全に沈黙してしまっているので、それもできません。それでも、裁判所としては、多くの冤罪事件が共犯者の自白を轻信したために引き起こされているのですから、ここは井上証言の信用性について慎重に判断すべきところです。ところが、東京地裁は、「自己の刑責を軽減させるために死亡した者や逃亡中の者に一部責任転嫁する供述が見られることから直ちに、長い間グルとして信仰してきた被告人の面前で供述した、地下鉄サリン事件に被告人が関与している旨の本件井上証言の信用性が左右されるものではなく、その信用性が高いこ

とは明らか」として、いともあっさり信用性を肯定してしまいました。しかし、「長い間グルとして信仰してきた被告人の面前で供述した」から信用できる、と言うのであれば、「教祖」と教団幹部との間の人間関係や人物像について、詳細な立証と踏み込んだ認定があるべきなのに、それは一切ないのです。これで、「事実の認定は、証拠に基づく」と言えるのか、というのが弁護団の主張です。

4 麻原裁判と裁判員制度

「弁護団が弁護しているのは、麻原ではなく、刑事訴訟の原則だった」というコメントが、弁護団を批判する人たちからも、擁護する人たちからも聞かれます。面倒でも適正手続をしっかりと実践していくことが、当の被告人だけでなく、将来被告人となるかもしれない無数の人々を冤罪の危険から救うのですから、弁護団が刑事訴訟の原則を守るために闘ったというのは、何も批判されることはありません。2009年には裁判員制度がはじまり、麻原事件のような重大事件も、職業裁判官と一般市民からなる裁判員の協働で裁かれることになっています。問題は、そのとき、裁判員となる人たち（その中にあなたが含まれていることも十分ありえます）が、市民社会における適正手続の価値をしっかりと理解してくれようかどうかですが、麻原裁判の喧騒を聞いていて一抹の不安を禁じえないのです。

福祉・介護政策の動向

生活科学科 講師 長 友 薫 輝

(1) 社会保障構造改革の目的

医療や社会福祉をめぐる改革が、社会保障構造改革としておこなわれてきた。改革の目的を大別すると、①医療・社会福祉分野への国庫負担の抑制・削減、②患者・利用者負担の強化（応能負担から応益負担へ）、③医療・社会福祉分野の市場化（多様な主体の参入促進）、ということになるだろう。

そして、上記の3つの目的をあわせ持ち、「社会保障構造改革の第一歩」（厚生労働省）とされるのが、介護保険制度である。

(2) 社会保障構造改革と介護保険制度

介護保険制度は2000年4月より実施されている、最も新しい社会保険である。40歳以上であれば、介護保険料を納めることが義務づけられた。そのうえ、サービスを利用するには1割の自己負担額が生じ、サービスの利用限度額を超過すると、全額自己負担となった。この定率1割負担を導入することで、応能負担から応益負担へ移行した。

応能負担の例を挙げれば、介護保険制度が創設される以前の、措置制度下における老人福祉では、ホームヘルプサービスを利用している約8割の方は住民税非課税であり、無料で利用が可能であった。ところが定率1割負担となり、低所得者を中心に利用抑制が起きているという実態が各地で報告されている。利用すればするほど、自己負担額が上がるというシステムでは当然の結果だろう。こうした事態は、利用者の負担を強化し、保険料をも徴収し、一方で国庫負担の抑制・削減を図る、社会保障構造改革の特徴そのものである。

社会福祉分野の市場化という面においても、介護保険制度はその先駆者的な役割を果たしている。介護保険制度がつけられ、株式会社や有限会社などが介護保険給付のサービスを提供できるようになった。ただその一方で市場化により、各地で自治体直営のホームヘルプサービスなどが提供者側の理由で撤退していったこと、あるいは民間企業が提供するサービスに地域的な偏在があることを確認しておきたい。医療分野で株式会社による病院の新規設立などが浮上している状況に際しては、介護保険制度における市場化の問題点を、利用者の立場から整理しておかねばならないだろう。

(3) 介護保険制度の改革と今後の動向

2003年4月には、介護保険制度の実施後、はじめての見直しがおこなわれた。第1号被保険者の介護保険料の改定（全国平均で13.1%引き上げられ、平均月額3,293円となる）と、介護報酬（在宅サービス分0.1%引き上げ、施設サービス分4.0%引き下げ）が改定された。

もともと介護保険制度はサービスの利用量が増加したり、介護報酬を引き上げたりすると、利用者負担の強化および介護保険料の引き上げに連動するシステムとなっている。そのため、介護労働者の労働条件の改善などを図るために介護報酬を引き上げれば、利用者の負担が重くなるという問題を抱えている。

今回の改定では結果的に介護保険料のみの引き上げとなったが、2005年には制度開始より5年が経過し、介護保険法改正が予定されている。すでに改正に向けた動きは2004年に入り、本格化している。

厚生労働省は、2004年1月に介護制度改革本部を設置した。その方針は、①介護保険制度の被保険者の対象を20歳まで拡大する、②利用料負担の強化（定率3割自己負担という案もあり）、③介護認定区分の見直し、といったところである。

2006年度の改正実施を見据えて、2003年4月より障害者福祉分野で実施されている支援費制度との統合という論議も浮上している。支援費制度は措置制度から契約システムへという改革路線を、障害者福祉分野に導入したものである。ちなみに、措置制度から契約システムへの移行、規制緩和による市場化の促進などは、1998年4月の児童福祉法改正の施行や、2000年6月の社会福祉法（社会福祉事業法の改正）の施行などを通しておこなわれてきた。

（4）介護保険制度と医療保険制度

支援費制度の財源は今のところ全額、税であるが、2006年度の改正とともに、介護保険制度と統合することで、障害者福祉分野を社会保険方式に転換することが企図されている。これは介護保険財政のひっ迫を背景に、その破綻を防ぐためという色彩が強い。

ただ、ふりかえてみれば、介護保険制度自体、赤字が続く医療保険財政の生き残りを目的の1つとして創設されたものであった。医療費が膨張する主な要因とされた老人医療費のうち、介護に当てはまる部分を介護保険に移行させたのである。

医療制度改革との関連でさらに言えば、患者の医療要求を医療から切り離して介護要求とし、介護保険制度の分野に送り出すということがおこなわれている。実際には、一定規模の多くの病院では医療相談室の設置・充実を図り、退院援助の名のもとに早期に退院させなければならない患者の行き先（老人保健施設などの施設か、在宅であればその介護サービス提供者など）を見つけ、患者を介護保険分野に移行させる役割を果たしている。このことは、医療、社会福祉、いずれも社会保障構造改革の一環であり、切り離して考えるどころか、連動して考えなければ、構造改革の全容を見ることはできないということを示している。

（5）介護と看護の関係

また、介護・看護の分野において、特別養護老人ホームや病院などの介護・看護職員に、安価な労働力の確保を目的とした外国人労働者の本格的導入を図ろうとする動きが出てきていることについて触れておきたい。

介護という言葉の出自は、そもそも1963年老人福祉法制定時に、不足していた看護婦問題を背景に、老人を対象とした看護婦の代替職員として介護職員が位置づけられたというものであった。つまり、看護婦を増員するのではなく、介護職員という低賃金で無資格の職種をつくって代替させてきた、という政策的な意図をみることができる。

社会保障構造改革路線における市場化や、費用負担の削減という目的の遂行にあたって、外国人労働者の導入が検討されている。ただ、上記のような歴史的な背景をふまえ、安価な労働力の確保という政策的な側面から、介護・看護分野を一体化してとらえることも必要であろう。

（6）社会保障構造改革と生活困難

2003年4月には、生活保護の基準額（生活扶助基準）が物価下落などを反映し、0.9%切り下げられた。いわゆる最低生活費の切り下げは1950年の生活保護制度創設以来である。生活扶助基準の切り下げに連動しているのは、人事院勧告、春闘などであり、多くの労働者の生活に少なからず影響を与えている。

また、2003年には生活保護を受けている被保護人員が人口の1%を超え、100人に1人が生活

保護の対象となるという事態を迎えている。失業率などとの関連で理解する必要があると思われるが、その失業率は実際の倍、つまり約10%を超えるとの内閣府の試算もある。求職を断念した人を含まない完全失業率では、実際の失業率との格差は大きい。若年の失業者も目立つ一方で、非正規雇用の労働者が2002年には約1,500万人に上っている。生活基盤が脆弱で、非常に不安定な生活を強いられている。

こうした事態は社会保障の充実が求められていることの表れであり、社会保障に頼らざるをえない生活困難が拡大していると思わなければならないのではないか。さらには、今すすめられている社会保障構造改革がそのような事態に対応しているかどうか、判断を下さなければならない。そのためには、社会保障構造改革のねらいを理解し、医療や社会福祉の現場の問題点を足場として、進むべき方向性を示すことが求められているといえよう。

新規受入図書案内

(2004.4~2004.8)

総記(000)

<岩波新書>

カラー版 細胞紳士録	藤田 恒雄、牛木 辰男
江戸の旅文化	神崎 宣武
現代の戦争報道	門奈 直樹
源氏物語の世界	日向 一雅
メルヘンの知恵—ただの人として生きる—	宮田 光雄
判断力	奥村 宏
人生を肯定するもの、それが音楽	小室 等
教科書が危ない	入江 曜子
イスラーム主義とは何か	大塚 和夫
政治献金	古賀 純一郎
怒りの方法	辛 淑玉
日本横断徒歩の旅	石川 文洋
精子の話	毛利 秀雄
戦後政治の崩壊	山口 二郎
世界経済入門 第三版	西川 潤
スコットランド歴史を歩く	高橋 哲雄
障害者とスポーツ	高橋 明
シナリオ人生	新藤 兼人
安心のファシズム	斎藤 貴男
アメリカ外交とは何か	西崎 文子
人民元・ドル・円	田村 秀男
社会起業家	斎藤 楨
古代オリンピック	桜井 万里子
現代の戦争被害	小池 政行
戦後政治史 新版	石川 真澄
ヨーロッパとイスラーム	内藤 正典
聖書でわかる英語表現	石黒 マリー・ローズ

(岩波ブックレット)

眠りを奪われた子どもたち	神山 潤
高速道路何が問題か	宮川 公男
科学と社会	都留 重人
今動物園がおもしろい	市民200ネットワーク
年表昭和史 [増補版]	中村 政則
新・子どもの虐待	森田 ゆり
教育基本法「改正」に抗して	高橋 哲哉

フランスを知る 東京都立大学フランス文学研究室

「原爆の絵」と出会う	直野 章子
第五福竜丸	川崎 昭一郎
ドメスティック・バイオレンス 新版	草柳 和之
この国に言論の自由はあるのか	田島 泰彦
米軍はイラクで何をしたのか	土井 敏那

哲学(100)

グラフィック心理学	北尾 倫彦
-----------	-------

歴史(200)

近代群馬の民衆思想	高崎経済大学附属産業研究所
昔をたずねて今を知る	出久根 達郎
世界の現代史を学ぶ	松坂大学現代史研究会
近世領主権力と農民	伊藤 忠士
九州一周浪漫ウォーク	井上 如

社会科学(300)

就職試験出る一般常識怒濤の100テーマ	就職情報研究会
就職試験10日でラクラク一般常識	就職情報研究会
就職活動みるみるよくなる面接パワーアップ塾	岡 茂信
ぶちナショナリズム症候群	香山 リカ
革新と組織の経済学	林 徹
公務員試験(秘)裏技大全:国家三種/地方初級/郵政一般	津田 秀樹
現代法学入門	伊藤 正己
行政争訟	藤山 雅行
21世紀労働法の展望	日本労働法学会
労働市場の機構とルール	日本労働法学会
労働条件の決定と変更	日本労働法学会
労働契約	日本労働法学会
賃金と労働時間	日本労働法学会
労働者の人格と平等	日本労働法学会
健康・安全と家庭生活	日本労働法学会
利益代表システムと団結権	日本労働法学会
都市政府とガバナンス	武智 秀之
過労死・過労自殺の心理と職場	大野 正和
プロカウンセラーの聞く技術	東山 紘久
ケータイを持ったサル	正高 信男

足が未来をつくる 海野 弘
 自由の平等 立岩 真也
 現代政治学 加茂 利男
 日本の選挙 加藤 秀治郎
 戦後政治の実像 五十嵐 仁
 やさしい裁判法 半田 和朗
 やさしい民事訴訟法 飯倉 一郎
 みぢかな民事訴訟法 石川 明
 「男女協同参画」が問いかけるもの 伊藤 公雄
 知っていますか？ジェンダーと人権一問一答 船橋 邦子
 ジェンダーを科学する 松本 伊瑛子
 「姓の自己決定」原論 宮台 真司
 “子ども”というリアル 野上 暁
 見えないものと見えるもの 石川 准
 否定されるいのちからの問い 横田 弘
 未完の放浪者 野本 三吉
 素顔のフランス通信 飛幡 裕規
 ふだん着のバリ案内 飛幡 裕規
 外国人のための日本のくらしと法律 法律扶助協会調査室
 ニューカマーと教育 志水 宏吉
 朝日新聞ジャパン・アルマナック 朝日新聞社出版本部辞典編集部
 公共空間とデモクラシー 星野 智
 コミュニケーション問題を考える 下村 雄紀
 学校保健 大津 一義
 発達心理学 無藤 隆

自然科学 (400)

食品の抗酸化機能 ネスレ科学振興会
 解剖生理学 高野 廣子
 健康・栄養 国立健康・栄養研究所
 のぼそう健康寿命 辻 一郎
 呼吸を感じるエクササイズ 井上 ウィマラ
 完全マニュアル健康ウォーキング 日本ウォーキング協会
 女性の健康心理学 大竹 恵子
 手軽な運動で腰・ひざ・肩の痛みをとる 黒田 善雄
 50歳からの「ながら運動」健康法 長野 茂
 健康長寿食 新居 裕久
 体の部品事典 新妻 昭夫
 噛めばからだが強くなる 西岡 一

生命とは何か 金子 邦彦
 史上最悪インフルエンザ Closby, Alfred W.
 ゲノム医学入門 西村 肇
 わかりやすい公衆衛生学 竹田 美文
 グローバル時代の感染症 竹内 勤
 「食」にとらわれたプリンセス 上原 徹
 現代生活を取り巻く健康リスク 厚生労働省
 「新たな価値創造経済」へ向けて 経済産業省
 決定版快適ウォーキング 湯浅 景元
 電磁波汚染と健康 Shalita, Zamir P.
 好きになる生理学 田中 越郎
 病は食から 沼田 勇
 自分で治せるひざ・足の痛み 吉田 元
 専門医が治す！ひざの痛み 星川 吉光
 「人間ドック」健康百科 日野原 重明
 水俣病の科学 西村 肇
 糖尿病これで安心 最新版 国立病院機構糖尿病診療ネットワーク
 感染症の科学 宮地 勇
 人いま、子どもの心とからだに危ない 前橋 明
 メディカルウォーキング 黒田 恵美子
 Fruit and vegetables World Health Organization

工学・技術 (500)

中国の工業所有権侵害判例集改訂版 小松・狛・西川法律事務所
 韓国の工業所有権侵害判例・事例集改訂版 金・張法律事務所
 メキシコの工業所有権行政の現状 Takimoto, Cortina, farell
 模倣対策マニュアル ロシア編 Maximov Publications Ltd
 模倣対策マニュアル パナマ編 Consorcio Economico Juri
 模倣対策マニュアル チリ編 Paiva&Cia
 模倣対策マニュアル アルゼンチン編 Carlos Guillermo Schwart
 模倣対策マニュアル ブラジル編 Trench, Rossi e Watanabe
 模倣対策マニュアル 韓国編 金・張法律事務所
 模倣対策マニュアル 中国編 田中・村尾法律事務所弁護士事務所
 中国の工業所有権侵害判例集 日本貿易振興会

韓国の工業所有権侵害事例・判例集 日本貿易振興会
 香港の新商標条例の概要 日本貿易振興会
 模倣対策マニュアル 韓国編 日本貿易振興会
 模倣対策マニュアル 中国編 日本貿易振興会
 模倣対策マニュアル 香港編 日本貿易振興会
 GMとともに Sloan, Alfred P.
 食べ合わせと調理の工夫でからだのためになるごはん

金子 ひろみ

塩がわかると料理がわかる。 本谷 恵津子
 おばあちゃんに聞いた保存食 城ノ内 まつ子
 春の魚 講談社
 夏の魚 講談社
 春・夏の野菜 講談社
 「ひねり運動」7秒ダイエット 湯浅 景元
 骨盤矯正ウォーキング 芝崎 義夫
 国際環境を読む50のキーワード 里深 文彦
 地球の限界 エコマテリアル研究会
 手にとるように環境問題がわかる本
 UFJ総合研究所環境・エネルギー部
 現代の生活経済 長田 真澄

産 業 (600)

「時代遅れ」入門日記 杉山 あおい

芸 術 (700)

飛鳥白鳳の仏像 松浦 正昭
 天平の彫刻 浅井 和春
 平安時代前期の彫刻 岩佐 光晴
 平安時代後期の彫刻 伊東 史郎
 年齢に応じた運動のすすめ 宮下 充正
 子どものスポーツ医学入門 ライフサポート協会
 「奇跡」のトレーニング 小山 裕史
 百名山登頂ドクターの山歩き健康法 角田 朋司
 本当のナンバ常歩 木寺 英史
 三重県の文化財 三重県教育委員会
 スロースポーツに夢中！ 酒井 青樹
 中高年の安全登山入門 小野寺 斉
 スポーツは「良い子」を育てるか 永井 洋一
 スポーツ選手と指導者のための体力・運動能力測定法
 西菌 秀嗣
 最新スポーツルール百科 大修館書店・編集部
 体力アップトレーニング 田内 敏男

フィットネス宣言

生の体育

爽快！スマイルウォーキング

鎌倉時代の彫刻

光悦と本阿弥流の人々

香三才

ティップネス

伴 義孝

奥村 純

三宅 久雄

河野 元昭

畑 正高

語 学 (800)

もし、フランス語で暮らしたら？ 原田 早苗

文 学 (900)

ノルウェイの森 上・下

村上 春樹

世界の中心で、愛をさけぶ

片山 恭一

デッドエンドの思い出

吉本 ばなな

カルチェ・ラタン

佐藤 賢一

いま、会いにゆきます

市川 拓司

レベル7 (セブン)

宮部 みゆき

博士の愛した数式

小川 洋子

江戸川乱歩傑作選 改版

江戸川 乱歩